

給実甲第1264号

令和2年2月3日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月3日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1・2 (略) <u>3 災害その他職員の責めに帰す ることができない事由により、 職員が給与法第11条の2第1</u>	給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1・2 (略) (新設)

項（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、給与法第11条の2第2項ただし書（給与法第11条の2第3項において準用する場合及び平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。

4 給与法第11条の2第2項ただし書の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

5・6 （略）

3 給与法第11条の2第2項（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

4・5 （略）

以 上